

保(264)F

平成23年3月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中川俊男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する健康保険関係事項証明書が発行について及び「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正に伴う高齢受給者証の更新について（全国健康保険協会）

標記の件につきまして、全国健康保険協会理事長より別紙のとおり周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の影響により、全国健康保険協会（以下、協会けんぽという）の健康保険被保険者証を所持していない被保険者、被扶養者が多数いることから、特例として被保険者等からの申請により、「健康保険関係事項証明書（有効期限は平成23年5月末日迄）」を発行することとなりました。

地震により、県外へ避難された被保険者は、避難先の当該支部への申請により「健康保険関係事項証明書」が発行され、保険医療機関等へ持参すると健康保険被保険者証と同様に取り扱われます。【添付資料1】

70～74歳の被保険者の一部負担金につきましては、現在「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正により、患者の一部負担金を1割に据え置く軽減特例措置（以下、特例措置という）が平成24年3月31日まで延長されております。

これに伴い、協会けんぽでは、本年3月31日までに高齢受給者証の「一部負担金の割合」欄に「2割（ただし、平成24年3月31日まで1割）」と記載した高齢受給者証の更新を予定しておりましたが、地震の影響に伴い、全国的に発送準備が遅延していることから、本年3月31日までに全ての加入者のもとにお届けすることが困難であると考えられ、4月1日より保険医療機関の窓口で更新後の高齢受給者証の提示ができない加入者が発生することが見込まれます。

つきましては、本年4月1日以降も更新前の「2割（ただし、平成23年3月31日まで1割）」と記載された高齢受給者証の提示であっても、当該特例措置の対象者としてお取り扱いいただきますようご連絡申し上げます。【添付資料2】

貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしく願い申し上げます。

なお、高齢受給者証の取扱いにつきましては、平成23年3月25日付の厚生労働省保険局医療課（事務連絡）でも示されておりますが、これについては、別途、平成23年3月28日付（保263）Fにてご連絡申し上げましたことを申し添えます。

【添付資料】

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に対する健康保険関係事項証明書の発行について
(平 23. 3. 23 協発第 110323-02 号 全国健康保険協会理事長)

2. 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正に伴う高齢受給者証の更新について
(平 23. 3. 23 協発第 110323-03 号 全国健康保険協会理事長)